

2014年 北海道の最低賃金の取り組み その1

1. 最低賃金をめぐる情勢

(1) 5月26日、日銀札幌支店は「金融経済概況」を発表し、北海道地域の景気は緩やかに回復しているとされた。すなわち、最終需要面の動きをみると、個人消費は、雇用・所得環境等の改善を背景に、「緩やかな回復している」、労働需要は「改善している」、雇用者所得は「回復している」とされている。

一方、総務省が5月30日に公表した4月の消費者物価指数(生鮮食品除く、コアCPI)は、103.0となり、前年同月比3.2%上昇し、また、消費税増税でプラス幅が前月比1.9%上昇した。変動に寄与した項目として、ガソリン・灯油等、生鮮食品を除く食料、家庭用耐久財、教養娯楽耐久財、宿泊料などの総合の上昇幅が拡大したことが要因となっている。先行きについては、中小企業では原材料の高騰はもとより消費税引き上げに伴う影響などにより、今後、大企業との間に景況感の格差が生じる可能性もあり注視していく必要がある。

(2) また、北海道経済産業局は、4月の経済概況判断について、20ヶ月ぶりに「緩やかな持ち直し基調が続くなか、一部に弱い動きがみられる」と下方修正した。しかし、雇用者数238万人のうち42%強の95万6千人が非正規労働者・パートなど不安定雇用、低収入となっている。また、求職者のうち44歳以下が58%を占めていることから、不安定雇用の実態が改善されていないことが伺われる。加えて、生活保護受給世帯・人数は、3月速報値で、被保護世帯123,167世帯、被保護実人員173,021人と右肩上がりの増加に歯止めがかかっていない。

(3) 北海道の最低賃金は昨年度の審議会答申により、719円から15円引き上げられ734円となった。しかし、改定に伴う影響率は全労働者で13.5%(前年12.9%)、パートに至っては33.0%(前年33.5%)に上っており、北海道全体が最低賃金に張り付く形での低賃金構造にある現実と、同時に、最低賃金引き上げの取り組みが道内経済の底上げ、セーフティネットの役割として非常に重要であることが確認できる。

加えて、若年者の失業・不安定雇用の増大は低賃金体型に組み込まれるとともに、自立した生活も困難に陥り地域経済にとっても大きな影響を及ぼすことになる。

(4) 早期に生活保護費との乖離(現在7円)を解消し、北海道の連合リビングウェイジ890円と雇用戦略対話で示された時給1,000円達成に向けて、経済活性化施策の展開、道民所得の底上げのための最低賃金引き上げ、雇用政策の強力な展開が図られるよう取り組みを強化する。

また、昨年、2008年施行の改正最低賃金法、および2010年の雇用戦略対話合意の見直し検討が行われる予定であった。中賃審議会の使用者側委員からは、見直し検討及び検証を進めるべき発言があり警戒しなければならない。

(5) 連合は、現在、「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現」キャンペーン第2弾の取り組みを展開しており、その一環として、非正規労働者の処遇改善に大きな影響がある最低賃金の遵守と引き上げを求めて運動を展開している。北海道においても、連合北海道・地協(地区連合)・構成組織が一体となって最低賃金制度の機能の充実と同時に水準の大幅引上げに全力で取り組んでいくことを提起している。当面、道民世論の喚起を促すための街頭演説行動などを展開し、最低賃金引き上げに向けた取り組みをスタートさせる。

2. 2014年度最低賃金中賃目安審議への対応【(1)～(3)北海道最低賃金取り組み方針の再掲】

- (1) 全都道府県における地域別最低賃金の改正額が 10 月 1 日に発効されるよう、中央最低賃金審議会における目安の答申が 7 月末までに行われるよう万全を期す。
- (2) 中央最低賃金審議会の目安審議においては、高卒初任給(厚生労働省『賃金構造基本統計調査』推計時間額 957 円¹)、春季生活闘争における取り組み、一般労働者の実態賃金との整合性および格差是正など賃金の要素、および「誰もが生活できる水準」達成に向けて勤労者の生活実態および連合リビングウェイズ(926 円)などの生計費の要素を特に重視し、明らかな水準改善に結びつく目安の引き出しをめざす。
- (3) 目安決定における最終審議にあたっては、中央最低賃金審議会労働者側委員に加え、事務局長・労働条件委員長・最低賃金小委員会委員および各ランクの地方連合会代表と協議のうえ、最終判断を行う。
- (4) 6月2日、連合第2回最低賃金全国担当者会議が開催され、特に、「中賃・全協開催に向けた取り組みの進捗状況報告」「2014 年度中賃・目安審議に臨む労働者側委員の基本的態度(案)」、「最低賃金の手引き 2014 年版(案)」が示され、意見交換事項として意思統一を図った。**【別紙】**
- (5) また、連合は 6 月 3 日、厚生労働省に対して最低賃金行政に関する要請行動を実施した。

要請にあたり連合は、「春季生活闘争はまだ続いているが、政労使でめざす経済の好循環にむけたスタートは切れたと思う。この成果を非正規労働者に波及させていかなければ、政労使の役割を果たしたことはない。最低賃金引き上げにむけた環境整備をお願いしたい」と要請した。

次に、総合労働局長より、要請書にそった説明を行った。総合労働局長は、「組織労働者が頑張った春季生活闘争の成果を非正規労働者へ波及させていくことが重要である。この 6 年で最低賃金は 91 円引き上げられてきたが、まだ不十分である。セーフティネットとして機能させようという姿勢を政府として示してほしい。また、物価上昇の影響を強く受ける最低賃金近郊で働く人々の生活に思いをはせ、10 月 1 日発効に間に合うよう、労働局への指導を徹底していただきたい」と述べた。これに対し中野労働基準局長は、「要請の趣旨を踏まえ、最低賃金の決定基準 3 要素の数値を考慮することになる」と述べた。

3. 北海道最低賃金審議会の動き

北海道最低賃金審議会平成 26 年度第 1 回審議会は 6 月 4 日に開催され、①北海道最低賃金の改正決定に係る今後の審議日程、②産業別最低賃金の改定決定の意向表明状況及び今後の審議日程、③事業場実地視察などについて確認された。労働者側からは、「現在、我々は春季生活闘争の真っ最中であるが、多くの労働者は 4 月から賃金改定が行われている。一方、自らの賃金決定に直接関与できない多くの非正規労働者は最賃均衡で働いており、半年遅れとなるが今年こそは 10 月 1 日発効をめざして、公労使が真摯な議論を展開するよう要請する」と意見を述べた。

なお、第 45 期の審議会委員については、昨年改選期(2 年任期)であったため、本年度は審議会会長や専門部会、運営小委員会委員の変更はない予定である。

連合北海道は、10 月 1 日の早期発効を目指し(答申期限 8 月 5 日)、精力的に審議を進めるよう求

¹ 厚生労働省「平成 25 年賃金構造基本統計調査」の新規学卒者の初任給額(高校卒男女計産業計) 156.0 千円を、同所定内実労働時間数(一般労働者産業計男女計学歴計) 163 時間で除して算出

める。

また、特定(産業別)最低賃金については、2-3月にかけて「乳糖」「鉄鋼」「電機」「船舶」の4業種で改定の申し出意向表明を済ませている。

4. 北海道地域最低賃金の改定額の目標

連合北海道は最低賃金法の改正主旨にある「健康で文化的な生活」が実現できる地域最賃レベルを実現するため、大幅な引き上げを求めることとし、北海道の連合リビングウェイジ 890 円【別紙】と雇用戦略対話で示された時給 1,000 円達成に向けて取り組むこととする。

そのため、今年度の北海道最低賃金改訂目標額は、昨年と同様 1,000 円 とする。

5. 当面する行動の取り組み

公益委員の意見を左右する様々な要素としては、市町村議会の決議や労働者団体・道民からの具体的な要請(FAX・メール等)が参考とされる。

このため今年度は、例年以上に、北海道最低賃金審議会に向けて、また、道民世論の喚起に向けた諸行動が必要となっており、以下の取り組みを展開していく。

(1) 北海道をはじめ各自治体への意見書提出に取り組む。(2014 年5月 22 日開催の第8回執行委員会にて確認)(昨年は 50 自治体)

「平成 26 年度北海道地方最低賃金改正等の要請書」のとおり

(2) 「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現」全道キャンペーンの取り組み

「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現」全道キャンペーンの一環として、非正規労働者の処遇改善に大きな影響がある最低賃金の遵守と引き上げについて、世論を喚起するため、周知・街宣行動を(6月9~19日のゾーン)全道協で取り組む。

札幌地区においては、連合北海道と石狩地協が連携し、下記日程・内容にて街宣行動を実施する。産別においては、この2日間の統一街宣行動に動員協力の要請をする。

[1回目]

①期 日 2014年6月16日(月)

②時 間 8:00~8:30

③場 所 『札幌駅南口(佐藤水産前)』 札幌市中央区北4条西3丁目

[2回目]

①期 日 2014年6月19日(木)

②時 間 8:00~8:30

③場 所 『紀伊國屋書店』前 札幌市中央区北5条西5丁目

[行動内容] 弁士による街宣、チラシ(ティッシュ)の配布

[動員要請 (6月16日・19日の各日)]

※丸数字は人数

UA ゼンセン③、自治労③、北教組③、情報労連③、電力総連③、JP 労組③、JR 総連③、自動車総連③、国公連合③、JR 連合①、森林労連①、全労金①、労済労連①、全国ガス①、全水道①、フード連合①、全自交①、私鉄総連①、基幹労連①、電機連合①、運輸労連①
--

(3) 最低賃金審議会会長・労働局に対する要請行動を行う。

昨年は、6月3日に北海道労働局長に対する要請行動を実施した。

今年は、既に第1回目の北海道最低賃金審議会が開催されているが、7月上旬開催予定の第2回審議会の本審において、地賃改定の諮問が行われる予定であり、その前段までに要請行動を展開する必要がある。要請内容は、別添の「平成 26 年度北海道地方最低賃金改正等の要請書」を参考に別途作成する。なお、経営団体への要請は別途情勢を見ながら検討・対応する。

(4) 審議会の山場に向けてFAX行動に取り組む。(昨年は 419 団体) (別途通知する)

- ①産別及び単組の支部・分会、地協・地区連合、青年・女性も含め、あらゆる組織から、下記宛先へのfax送付行動を展開する。
- ②送付期間 7月上旬～下旬(別途)
- ③送付先 北海道地方最低賃金審議会 会長 道幸 哲也 宛

(5) 審議会の動向に合わせて集会・街宣等を開催する。(別途通知する)

- ①日 時 2014 年8月上旬
- ②場 所 札幌第1合同庁舎前
- ③内 容 主催者あいさつ、決意表明ほか
- ④参加者 約 100 人

(6) その他